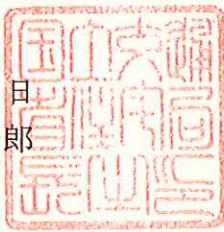


大  
日本  
国  
土  
交  
通  
省  
建  
築  
確  
認  
手  
続  
き  
等  
の  
運  
用  
改  
善  
に  
係  
る  
講  
習  
を  
行  
う  
補  
助  
事  
業  
者  
の  
募  
集  
に  
つ  
い  
て  
の  
公  
示

平成22年3月11日  
国土交通省住宅局長 川本 正一郎



次のとおり、建築確認手続き等の運用改善に係る講習を行う補助事業者の募集を開始しますのでお知らせします。

なお、本事業は、平成22年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようするため、成立前に公募するものです。したがって、平成22年度予算の成立が前提であり、かつ、今後内容に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

建築確認手続き等の運用改善に係る講習を行う事業

### (2) 事業目的

本事業は、平成22年度施行予定の建築基準法施行規則等の改正を踏まえ、建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化等による建築確認手続き等の運用改善に係る講習を行う事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、設計・工事監理等に係る実務者等による運用改善への円滑な対応の実現を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化等による建築確認手続き等の運用改善に係る講習に関する次に掲げる事業

- ①北海道ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業
- ②東北ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業
- ③関東ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業
- ④北陸ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業
- ⑤中部ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業
- ⑥近畿ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業
- ⑦中国ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業

- ⑧四国ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業
- ⑨九州ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業
- ⑩沖縄ブロックにおける実務者に対する建築確認手続き等の運用改善の内容の周知・徹底を行うための講習会開催等の事業
- ⑪①～⑩に掲げる講習会のための技術資料の作成及び各講習会の進捗管理等の事業

※各ブロックに含まれる都道府県は説明書による。

※上記のうちいずれか一つ又は複数の事業を行う場合でも提案可能とする。

#### (4) 事業期間

本事業の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成22年4月上旬～平成22年6月30日

## 2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(4)のすべての要件を満たす者とする。

#### (1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業の実施によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。
- ・その他事業を実施する上で公平性及び中立性を有すること。

#### (2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・建築確認手続き等の運用改善の内容を正しく理解し、実務者に対する講習会を開催・運営する専門的な能力及び実施体制を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること。
- ・1. (3)①～⑩に掲げる事業のいずれかを実施する場合は、講習会参加希望者数の規模に応じて効果的・効率的に会場を確保する能力、適切に講師を手配する能力、並びに、インターネットの活用等により円滑に講習会の周知及び参加申込み受付を実施する能力等 1. (3)⑪に掲げる各事業を的確に遂行する能力を有すること。
- ・1. (3)⑪に掲げる事業を実施する場合は、全国で開催される講習会の進捗状況を的確に把握する能力並びに講師を技術的に支援する能力等 1. (3)⑪に掲げる事業を的確に遂行する能力を有すること。

#### (3) 守秘性に関する要件

- ・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

#### (4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

## 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 恵崎

電話 03-5253-8111(内線39536) ファクシミリ 03-5253-1630

電子メール ezaki-t2xc@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成22年3月11日から平成22年3月24日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成22年3月25日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System 一太郎2004」「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Adobe Acrobat Reader4.0」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

#### 4. 補助金交付候補者の選定方法

建築確認手続き等の運用改善に係る講習を行う者に対する補助事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

#### 5. その他

(1) 手手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。